

事業者各位

主催 大阪西労働基準協会

クレーンの運転業務特別教育（学科）講習会のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第59条第3項の規定により、つり上げ荷重が5トン未満のクレーン（移動式クレーン及びデリックは除く）の運転については、特別教育（学科及び実技）を受けた者でなければ、その業務に就かせてはならないことになっております。

つきましては、下記のとおりクレーン運転業務特別教育（学科）講習会を開催致しますので、未資格者を是非受講されますようご案内申し上げます。

なお、全科目修了者には、事業場あてに学科修了証及び（個人用）修了証を交付致しますので、そのあと、速やかに実技講習を貴事業場において実施され、併せて記録を保存されるようお願い致します。

謹白

記

講習日時	第1日目 平成21年8月6日（木）13時00分～16時00分 第2日目 平成21年8月7日（金）9時30分～16時30分
講習会場	此花会館・梅香殿 <u>（駐車場はありません。）</u> 大阪市此花区西九条5 4 24 TEL 06-6461-1547 JR環状線「西九条」駅下車北80メートル
講習内容	クレーンに関する知識 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 原動機及び電気に関する知識 関係法令
受講料	会員事業場 1名10,060円（テキスト代を含む） 非会員事業場 1名11,060円（テキスト代を含む） 注）講習日前7日以降の取り消し及び欠席者の払い込み受講料は返金できませんので、他の適任者と交替されますことをお勧め致します。（交替される場合は、すぐに西工業会までご連絡願います。）
締切り	平成21年7月30日（木）
申込方法	西工業会に、下記の「受講申込書」に所要事項を記入のうえ、受講料を添えてお申込みください。

お問い合わせは、社団法人 西工業会までお願いします。（〒550 - 0022 大阪市西区
本田 2 - 1 - 30 西区産業会館 ・ 電話 6582 - 0910 ・ F A X 6582 - 2645）
なお、受講料の納入は、銀行振込（阿波銀行 西大阪支店・普通預金 251057：
口座名 社団法人 西工業会）でも結構です。

-----きりとりせん-----

クレーンの運転業務特別教育（学科）講習会の受講申込書

平成 21 年 月 日

社団法人 西工業会 御中

事業場名 _____

-

所在地 _____

担当者 _____ 電話 _____

下記のとおり、受講料を添えて（振込み）申込みします。

番 号	受 講 者 氏 名	生 年 月 日
		昭和 平成 年 月 日
		昭和 平成 年 月 日
		昭和 平成 年 月 日
		昭和 平成 年 月 日
		昭和 平成 年 月 日

西工業会への、この「受講申込書」の提出は、FAX・郵便でも可。

氏名は、略字等を用いずに正確にご記入お願いします。